

## 船舶インシデント調査報告書

平成27年12月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成26年12月20日 07時10分ごろ
発生場所	北海道紋別市紋別港北東方沖 紋別灯台から真方位034.5° 49海里付近 (概位 北緯45° 01.7′ 東経144° 00.1′)
インシデントの概要	漁船第八十六北雄丸 <sup>ほくゆう</sup> は、沖合底びき網漁の操業中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年1月30日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十六北雄丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	HK1-939（漁船登録番号）、野村漁業株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過	<p>本船は、主機を連続最大の回転数毎分（rpm）590を超える約650rpmとし、対地速力約3～4ノットでえい網中、主機から異音が発生したので、機関長が主機を停止した。</p> <p>機関長は、主機6番シリンダを開放したところ、2分割型のピストンのクラウンがピストンから分離しており、ヘッドカバー及びロッカーアームが損傷していることを認めた。</p> <p>主機は、機関整備業者による開放点検により、ピストンクラウン締付けボルトに折損、ピストンに同ボルトによる打痕、ピストンリングに折損等をそれぞれ生じていることが確認された。</p>
分析	本船は、ピストンクラウン締付けボルトが折損したことから、クラウンがピストンから分離し、主機の運転ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、ピストンクラウン締付けボルトが折損したため、クラウンがピストンから分離し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主機は、連続最大回転数を超えて使用しないことが望ましい。</li> </ul>